

高血圧、脂質異常症、糖尿病 でご通院の方へ 生活習慣病管理料へ移行のお知らせ

診療報酬改定における厚労省の指針に従い、
患者様一人ひとりに応じた治療管理や指導のため、
現在の「特定疾患療養管理料」から
「生活習慣病管理料 I・II」へ移行します。

生活習慣病管理料 I・II

■対象となる患者様

高血圧、脂質異常症、糖尿病いずれかが主病の方

■療養計画書

患者様個人に応じた療養計画書をお渡しします。

※初回のみ署名(サイン)をいただきます。

■窓口負担が変わります

特定疾患療養管理料87点 → 生活習慣病管理料 II 333点

※一部の診療報酬項目を包括する管理料 I のとき

脂質異常症610点、高血圧660点、糖尿病760点

■開始時期

2024年6月1日(土)から

ご不明点等ございましたら、お問い合わせください。
患者様お一人ずつ療養計画書を作成するため、
待ち時間が長くなってしまうことが予想されます。

ご不便をおかけしますが何卒ご了承ください。